

政令番号145 2-(ジエチルアミノ)エタノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」(令和元年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	2.0E-1			0.2		4.9E+0	4.9	5.1
9	栃木県								
10	群馬県		1.0E-1		0.1				0.1
11	埼玉県	6.0E-1			0.6	2.4E+1	1.5E+3	1,524.0	1,524.6
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	1.6E+0			1.6		2.4E+0	2.4	4.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県	3.0E+0			3.0				3.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						1.5E+1	15.0	15.0
25	滋賀県	1.8E+2			180.0				180.0
26	京都府		4.0E-1		0.4		6.0E-1	0.6	1.0
27	大阪府					1.0E-1	3.9E+0	4.0	4.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						3.8E+3	3,782.0	3,782.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.9E+2	5.0E-1		185.9	2.4E+1	5.3E+3	5,332.9	5,518.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。